



年金制度改正法の施行について



総務省自治行政局
公務員部 福利課長
野村 謙一郎

【のむら・けんいちろう】
京都府生まれ。東大法卒。
1993年自治省入省。島根県、
青森県、川崎市などに勤務。
2015年内閣府地方分権改革
推進室参事官、2016年宮内
庁長官官房参事官、2018年
厚生労働省職業安定局高齢者
雇用対策課長を経て、2020
年7月から現職。

考え方が示されました。

はじめに

令和2年5月29日、第201回通常国会において、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号。以下「年金制度改正法」）が成立し、6月5日に公布されました。その改正事項の多くが、本年4月1日や10月1日に施行されることとなっています。

この年金制度改正法は、厚生年金と地方公務員等共済年金、国家公務員共済年金の一元化、いわゆる被用者年金の一元化がなされた後、初めての財政検証（令和元年財政検証）を踏まえた年金制度の改正になります。

今回は、この年金制度改正法の概要を、今年施行されるものを中心に紹介することとします。

年金制度改正法の経緯

日本の公的年金制度では、少なくとも5年ごとに「財政検証」を実施し、概ね

100年間にわたる将来の保険料収入や年金給付費の見直し等を基に、年金の財政状況を検証することとされています。直近の令和元年の財政検証は、令和元年8月27日の社会保障審議会年金部会において、その結果が公表されました。

この令和元年財政検証の結果等を踏まえ、年金制度改革の方向性について審議する社会保障審議会年金部会で議論が行われました。同年金部会では、働き方の多様化・高齢期の長期化という今後の社会経済の変化を見越した制度改革が必要という共通認識のもと、「多様な就労を年金制度に反映する被用者保険の適用拡大」と「就労期間の延伸による年金水準の確保・充実」を2つの柱として議論が進められ、令和元年12月27日に「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を取りまとめるに至っています。

この「議論の整理」の中で、「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」や「高齢期の就労と年金の受給の在り方の見直し」といった今回の年金制度改正法の基本的な

年金制度改正法の概要

年金制度改正法の概要は「図表1」のとおりです。その趣旨は、より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るための制度改正とされています。改正内容は多岐に渡りますが、本稿では、働き方の長期化・多様化に着目して、①被用者保険の適用拡大、②在職中の年金受給の在り方の見直し、そして③受給開始時期の選択肢の拡大について紹介します。

1. 被用者保険の適用拡大

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者に係る社会保障を厚くする観点から、平成24年や平成28年の年金制度の改正により、一定の要件を満たす短時間勤務職員に対しては、厚生年金保険や健康保険の適用範囲の拡大が行われてきました。この適用拡大について、年金制度

【図表 1】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

(厚生労働省HPより作成)

<p>改正の趣旨</p>	<p>より多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。</p>
<p>改正の概要</p>	<p>1. 被用者保険の適用拡大 【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年改正法）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】</p> <p>① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる（現行500人超→100人超→50人超）。</p> <p>② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。</p> <p>③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。</p> <p>2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】</p> <p>① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとする。</p> <p>② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円（令和2年度額）に引き上げる。）。</p> <p>3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】 現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。</p> <p>4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等 【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】</p> <p>① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる（※）とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。 ※ 企業型DC：厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC（iDeCo）：公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満</p> <p>② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大（100人以下→300人以下）、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。</p> <p>5. その他 【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】</p> <p>① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え</p> <p>② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加</p> <p>③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ（具体の年数は政令で規定）</p> <p>④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し</p> <p>⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し等</p>
<p>施行期日</p>	<p>令和4（2022）年4月1日（ただし、1①は令和4（2022）年10月1日・令和6（2024）年10月1日、1②・③は令和4（2022）年10月1日、4①は令和4（2022）年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4（2022）年10月1日等、5②・③は令和3（2021）年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3（2021）年3月1日等）</p>

改正法では、まず、短時間労働者を被用者保険の対象とすべき事業所の企業規模要件を現行の500人超から50人超まで段階的に引き下げることとしています。ただし、国と地方公共団体については、平成28年の法改正によって、既にこの企業規模要件は撤廃されていますので、地方公共団体で働く職員について、厚生年金保険や健康保険の適用が拡大されるわけではありません。

地方公共団体で働く職員に影響のある見直しとして、年金制度改正法においては、短時間労働者に対する地方公務員共済制度の適用範囲の拡大を行うこととされました。

これまで働き方改革に関連して、いわゆる同一労働同一賃金等の非常勤職員への待遇改善の取組が進められてきました。また、地方公共団体では、令和2年度から会計年度任用職員制度が施行され、非常勤職員の処遇改善の取組が行われてきたところ

です。このような状況を踏まえ、これまで地方公務員共済組合制度については、その適用対象を基本的に常勤職員に限ってきていましたが、令和4年10月以降、地方公共団体で勤務する一定の要件を満たした短時間労働者を、国家公務員共済組合制度と同様、地方公務員等共済組合法の短期給付及び福祉事業の規定の対象とするための改正を行うこととしたところです。具体的な対象者

は、現在、被用者保険の適用対象となつていない非常勤職員であり、賃金月額8・8万円以上や週20時間以上勤務等の要件を併せ満たしている方等になります。【図表2】も参照してください。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し

在職中の年金受給の在り方の見直しとして、まずは、「在職時改定の導入」と言われるものを紹介します。

現行制度では、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合、資格喪失時（退職時や70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を反映させて、老齢厚生年金の額を改定することとされています。年金制度改正法では、65歳以上の者について、在職中であっても、年金額の改定を定時に（毎年1回10月に）行うこととされました。

これは、高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を、退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図るためとされています。

2点目は、「在職老齢年金制度の見直し」と言われるものです。在職老齢年金制度は、働く年金受給者について、賃金と年金の合計額が基準額に達すると、年金が支給停止される制度です。現行制度では、60

歳から64歳については、賃金と年金の合計額が28万円を上回る場合に一定割合で年金が停止される仕組みとなっており、一定以上賃金を得ると年金の一部が支給停止されるので、就業を抑制する効果があると指摘されてきました。

今回の年金制度改正では、このような点も踏まえ、基準額を現行の28万円から47万円に引き上げることとされました。

これらの改正は、令和4年4月に施行されます。

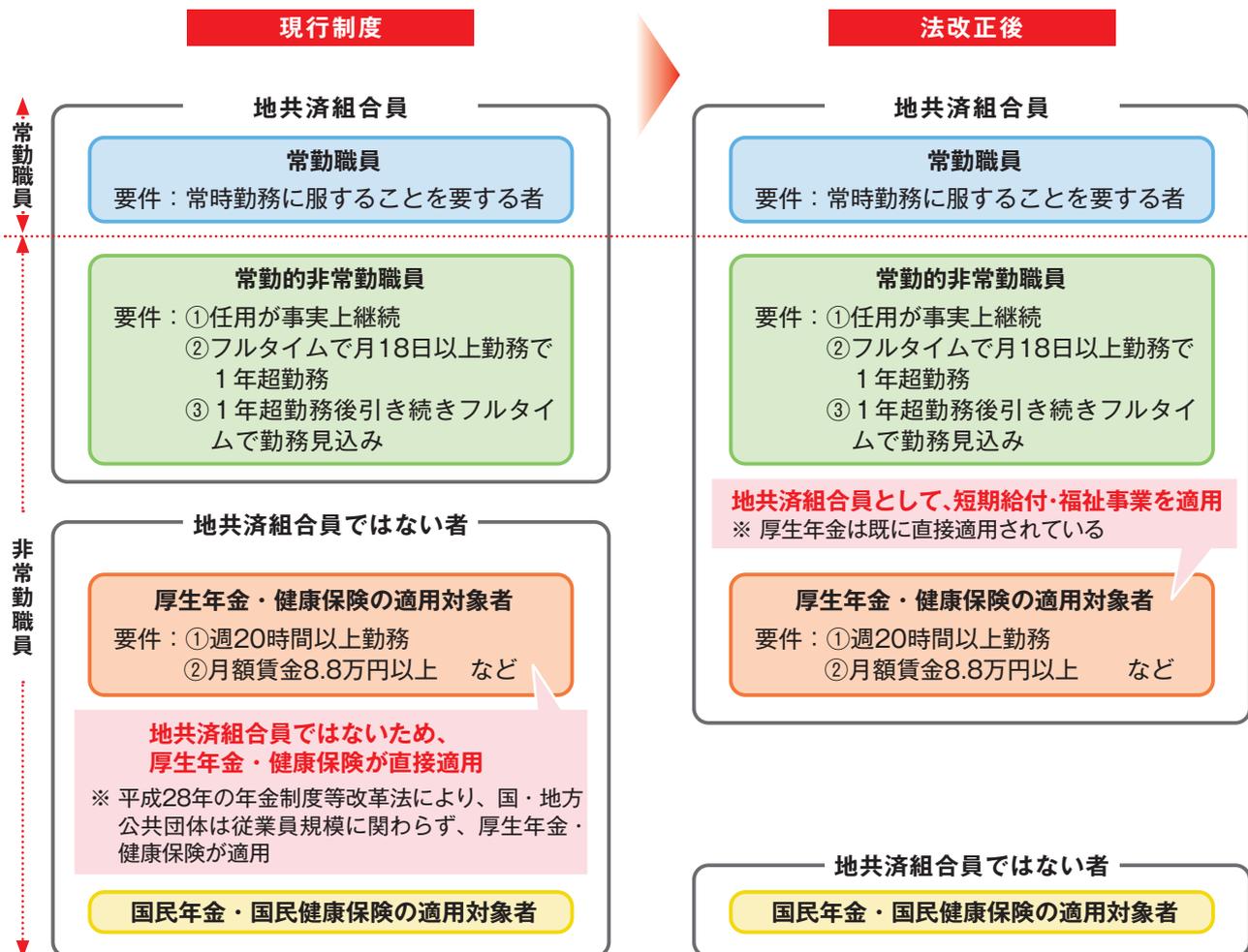
3. 受給開始時期の選択肢の拡大

年金の受給開始年齢については、65歳を基本としつつも、実際に受け取り始める時期を60歳から70歳の間で選択できるようになっています。65歳よりも早く受け取り始めることを繰り上げ受給、遅く受け取り始めることを繰り下げ受給と言いますが、今回の年金制度改正法では、この繰り下げ受給の上限年齢が、現行の70歳から75歳まで引き上げられることになりました。

年金を繰り下げると、1月あたり0・7%（1年あたり8・4%）、年金額が増額されることとされています。したがって、仮に受給開始を75歳まで繰り下げますと、原則である65歳から10年分で、受取額が84%増えることとなります（ただし、在職老齢年金制度で停止された額は増額の対象となり

【図表2】 地方公務員等共済組合法の適用拡大（イメージ）（総務省自治行政局公務員部福利課作成資料）

- 現行法上、地共済組員は常勤職員（常勤並みに働く非常勤職員を含む。）に限られており、地共済組員に対して、短期給付（医療保険）・長期給付（年金）・福祉事業（健康診査等）が適用されている。
- 被用者保険（厚生年金・健康保険）の更なる適用拡大に併せて、国共済法が適用対象を非常勤職員に拡大し、被用者保険の適用対象である非常勤職員を国共済組員とした上で、短期給付・福祉事業を適用するため、地共済法も同様の措置を講ずる。



常勤職員

非常勤職員



おわりに

ません。これも、働く高齢者の増加に対応した改正事項となっており、令和4年4月の施行とされています。

以上のように今回の年金制度改正法は、働き方の多様化・長期化に対応するものであり、また、個々人で年金受給の在り方を選択できる柔軟な制度設計を実現させるための制度改正となっています。

働き方の多様化・長期化という視点で見ますと、令和2年には高齢者雇用安定法が改正され、令和3年4月から70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となりました。また、地方公務員についても、昨年の法改正により、令和5年以降、定年の引き上げが始まります。

通底するのは、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して働き続けることができるような環境整備です。

人生100年時代。それぞれの方々のライフスタイル・働き方にあわせた年金受給の在り方、ライフプランをしっかりと考えていくことが必要になってくるものと思われま

総務省としても、各地方公共団体において、年金制度改正法の趣旨を踏まえた対応が円滑に進むよう、必要な支援を行ってまいります。